

2021年度（令和3年度）
多機能型事業所（生活介護事業・自立訓練〔生活訓練〕）
横浜市中山みどり園 事業計画書

1. 名称及び所在地

名称 横浜市中山みどり園
所在地 神奈川県横浜市緑区中山2丁目2-3
TEL 045-931-8611 FAX 045-931-8626

2. 目的

法人の理念および基本方針を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく契約をした知的・身体・精神に障がいのある方に対して、横浜市中山みどり園は、在宅の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者が地域社会で充実した生活ができるよう、利用者さん・ご家族・関係者への支援を行い、通所による日中活動を行うとともに、地域生活を送る上での相談・調整などを図り、地域社会で豊かで充実した生活が送れるよう支援することを目的とします。

3. 方針

横浜市の方針に則り、障害者総合支援法の理念である、三障がいの一元的支援と地域生活移行を障がいの特性や障害支援区分に基づき、適切な支援に努めます。また、利用者さん及びご家族等からの相談に応じる等、地域生活を積極的に推進するため関係機関に働きかけることを運営の基本に置き事業をすすめます。

障がい当事者の基本的人権の尊重と権利擁護に努め、地域での自立した生活を支援し、利用者さんひとりひとりの状況や要望に応じて、さまざまな活動の機会を提供し、豊かな暮らしと充実した地域生活が送れるように環境の整備も行い、本人やご家族へサービスを提供します。

利用者さんが元気で明るく笑顔で活動し、魅力あるプログラムに取り組みます。

4. 今年度の重点目標

- 1、人間尊重主義に基づき他を思いやり、誰も見ていなくとも、人の嫌がる仕事も進んで行う職員集団をめざします。（人間性を高める・目標・目的を持つ）
- 2、権利擁護と利用者主体の支援に努めます（現場力の向上・専門性の向上）
- 3、障がい者の高齢化問題に対応します（専門性の向上）

5. 今年度の取り組み

（1）人間尊重主義に基づき他を思いやり、誰も見ていなくとも、人の嫌がる仕事も進んで行う職員集団をめざします。

①職員間のコミュニケーションを図りやすくするための取り組みを行います。

②今職員が出来ていること、“これからどうしたいか”前向きに話し合える、皆で認め合える場を作ります。

③職員の自己目標を設定し、目標獲得に向けた研修や自己研鑽を促します。

（2）権利擁護と利用者主体の支援に努めます。

①利用者さんが選んだり楽しんだりできる選択肢を増やし、提供します。（外出・体験プログラムなど）

- ②職員がお互いの支援について、利用者さんの人権を配慮した支援を行っているか確認し合います。(Yネットへの参画・人権ツールの活用) 虐待防止対策 人権研修年1回以上
 - ③事故検証の報告を受けて、虐待防止に向けての工程表を作成し、それに基づいて権利擁護の意識啓発に努めます。
 - ④身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する会議や指針の整備、研修の実施を行います。
- (3) 障がい者の高齢化問題に対応します。
- ①高齢化、疾患による医療や介護ケアについての学びや、それを支える職員への精神的なケアに対応します。
 - ②感染症予防対策担当を配置し、指針の整備、研修および訓練の実施を行います。
第3期基本協定書 (4月新人研修、感染症予防研修)
 - ③感染症が発生した場合であっても事業の実施を継続できるよう、事業継続に向けた計画等を作成します。
- (4) より高い専門性を獲得させ、利用者さんやご家族から評価される事業を展開します。
- ① 嘱託医による専門分野(自閉症)の研修会を継続して行うことにより職員の専門性の育成や職員間の支援の統一を図ります。
 - ② 作業の充実を図るために作業担当を統括し、話し合いの場をつくります。
- (5) その他(第3者評価から出された課題、職員からの声、昨年度から引き続きの取り組みなど)
- ①館内の衛生や、環境整備を行い、明るく楽しい空間づくりを行います。
 - ②所内の業務整理を行い、いつ、だれでも整理できるような環境整備に取り組みます。
 - ③自然災害に向けて、職員間の訓練・議論を行います。
 - ④特別避難場所を開設した際の運営方法について検討します。
 - ⑤実習の受け入れを積極的に行うためのマニュアルを整備します。
 - ⑥地域の社会資源を理解し、積極的につながっていくことにより、利用者さんの活動の幅を広げます。→自立支援協議会への積極的参加
 - ⑦日直業務・休憩時間の安定確保・会議の効率化・記録やまとめの見直し
 - ⑧雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律等の主旨を踏まえ、ハラスメント対策について適切に対応します。

6. 実施運営

- (1) 設置 横浜市
- (2) 運営 社会福祉法人県央福祉会

(3) 人員

①職員構成

管理者(施設長)	1名	サービス管理責任者	2名
事務員	1名	運転士	3名
【生活介護事業】		【自立訓練(生活訓練)】	
生活支援員	29名	生活支援員	2名
看護師	2名		
【嘱託】 医師・臨床心理士	各1名		
【業務委託】			

栄養士	1名	調理員	2名
清掃	2名	運転士	1名（1名は業務委託）

②利用定員

生活介護事業	定員	34名
自立訓練（生活訓練）事業	定員	6名

7. 業務

【1】支援内容

個別支援計画書・行動支援計画書の作成と実施

利用者さんのニーズに基づき、課題と支援内容を明確にした個別支援計画書を作成します。

(1) 個別支援計画書・行動支援計画書の作成

①ニーズの確認

利用開始前の状況把握や利用開始後の面談を通じて、利用者さんのニーズの確認を行います。

②地域生活の推進

どんなに障がいが高くとも、たった一度きりしかない人生を、住み慣れた地域であたりまえの暮らしができるように様々な関係機関と連携し支援します。

③社会生活能力の向上への支援

「基本的生活習慣」「健康管理」「生活スキル」「社会スキル」「社会参加」「コミュニケーション・対人関係」「不適応行動」「家庭への支援」の領域について、プログラムにそった支援を行い少しでもできることへ可能性を信じ支援します。「できること」「できないこと」の状況を踏まえ、どのような支援が有効かという視点を加味し検討を加えます。

(2) 個別支援計画書の実施

評価(モニタリング・アセスメント)結果に基づき、上記領域に沿って作成した個別支援計画書に沿って、プログラムを行います。生活介護は6ヶ月ごと、自立訓練（生活訓練）は3ヶ月ごとに計画を見直し（モニタリング）、必要に応じて目標を設定し直します。また、モニタリングに伴い、行動支援計画書も見直し、状況に応じて修正を行います。

①各活動領域の支援の内容

(a) 基本的生活習慣

食事、排泄、衣服の着脱、衣類の整理等日常生活技能取得のため、必要なところは支援しながら成功経験を積み重ねることができるように配慮します。

(b) 生活スキル

(c) 社会スキル

移動、買い物等社会生活技能の習得のため、地域の社会資源の活用を行います。また、地域住民の障がい者への理解にも努めます。

(d) 社会参加

軽作業や簡単な調理・掃除等家事作業などを通して、作業の持続力・集中力・注意力・安全性の理解等を獲得します。

(e) コミュニケーション・対人関係

作業や昼休みの休憩時間または家庭での余暇の過ごし方について支援を行います。

(f) 不適応行動

強度行動障害に関連する支援手順書およびその記録に基づいて、適切な支援を行い共有することで、安心した生活・活動ができるように努めます。

(g) 健康管理

i 健康に関する利用者さんの情報の収集

- ii 園での健康状態の把握
 - iii 内科検診の実施（年1回）
 - iv 衛生面の配慮
 - v 健康に関する相談
 - vi 嘱託医師による定期巡回および、ご家族向けの「健康管理について」の講演及び助言
 - vii 健康維持のための運動プログラムの実施
- (h) 家庭への支援

【2】支援の形態

(1) 個別活動

水・土曜以外の15～16時は、職員とマンツーマンによる作業・製作・社会資源の活用・余暇・運動等の個別活動を行います。

(2) 小集団活動

① 活動室での活動

利用者さんの障がいの程度やタイプを考慮して以下のような小集団に分け支援を行います。

- (a) 知的障がい重度で強度の行動障がいをもつ方のグループ
- (b) 知的障がいの程度は軽度から重度だが周囲の環境に影響を受けやすい方のグループ
- (c) 知的障がい重度で身体的な支援を必要とする方のグループ
- (d) 知的障がいの程度は軽度から重度だが適応障がいをもつ方のグループ

② 園内宿泊体験

年に1回から2回園内で職員及び他の利用者さんと宿泊体験することにより、協調性・社会性を養います

③ セトルホームつづきの体験利用（男性）

園内宿泊での経験を踏まえてセトルホームつづきの体験利用枠を活用し、近い将来グループホーム等での自立した生活ができるように支援します。

(3) 行事等、全体での活動

行事や避難訓練等利用者さん全体が共有する活動を行います。

① 行事

(a) 夏祭り 8月

夏祭りを開催し、ご家族と職員および近隣の関係者との交流を図ります。

(b) 園外宿泊レクリエーション…秋

※オリンピック・パラリンピック開催に合わせて開催時期を考慮します。

一泊旅行を通して、集団行動、社会経験を積むなど協調性・社会性を養います。

(c) 新年会・成人を祝う会

成人を迎えた利用者さんを祝う機会をご家族との共催で持ちます。成人を迎える人がいない場合は、季節感のある行事を行います。

(d) 全体活動

月に一度、講師やボランティアを招き、ダンスや創作、園芸等、日頃活動している小集団の枠を超えて活動します。

(e) 各活動室及び小集団での外出…随時

個々の希望や活動室での外出を行うことにより、様々な社会体験を重ねます。

② 避難訓練

災害発生を想定し、利用者さんの安全を第一に考慮して迅速に避難誘導ができるように、毎月訓練を実施します。消火訓練・防犯訓練・救急救命訓練は年2回行います。

実施日	内容		
4月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室
4月	防犯訓練	防災ベル使用	活動室・会議室等
5月	避難訓練(水害を想定)	活動時間中	活動室・会議室等
6月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
7月	避難訓練(防犯を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室・駐車場等
9月	避難訓練(地震を想定)総合訓練	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
10月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(AM)	食堂・会議室・和室等
11月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
12月	避難訓練(火災を想定)	昼食後(休憩時)	活動室・会議室
1月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	食堂・会議室・和室等
2月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(AM)	食堂・会議室・和室等
3月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(PM)	活動室・会議室等

【3】ご家族等への支援

(1) ご家族等への支援

ご家族等への個別支援計画の確認、家庭等での生活を安定・充実させるための支援を個別面談、家庭訪問等を通じて行います。

(2) 家族教室の実施

ご家族との情報交換、ご家族間の交流やレクリエーションのために、事業所からの情報提供に加え、勉強会、見学会などを行います。

8. 活動日数 280日 (年間予定表による)

9. 活動スケジュール

- 9:30 登園(自主) ※希望者には週2回自宅まで個別送迎を行います
- 10:15 登園(バス)
- 10:30 午前の活動
- 12:00 昼食
- 13:30 午後の活動
- 15:00 降園(自主、バス)
- 15:00~16:00 月2回職員と1対1で個別活動を行います。

10. 研修

法人研修計画に基づいて、積極的に参加できる環境を整えます。OFF-JT や SDS 等自己研修に関しては、法人外の各種研修会に積極的に参加できるよう情報提供し、体系的で理論的な専門知識及び技術が習得できるように計画し、職員の資質の向上に努めます。

11. 社会貢献・地域貢献の取り組み

献血活動、生活困窮者の支援事業に取り組みます(ライフサポート事業)。また、寿町の支援については、経験のある職員が未経験の職員や新人職員とのペアリングで参加し、事業所以外での地域の実践を学ぶ機会とします。こども食堂についても協力し、1年のうちにいずれかの取り組みに関わるように心がけます。

12. その他

(1) 苦情解決

苦情解決に関しては法人規則により、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を下記のとおり定めます。

苦情解決委員（第三者委員）中村 真由美（弁護士）

浅沼 太郎（帝京科学大学 医療福祉学科 講師）

苦情解決責任者 鈴木 紀雄（横浜川崎中グループグループ長 横浜市中山みどり園施設長）

苦情受付担当者 柴田 龍一（横浜市中山みどり園 副主任支援員）

石井 美穂（横浜市中山みどり園 副主任支援員）

関 萌々子（横浜市中山みどり園 副主任支援員）